

松江市上下水道局設計・測量・調査等業務成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、松江市上下水道局の執行する設計・測量・調査等業務の成績評定（以下「評定」という）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等及び技術者の適正な選定並びに育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象となる設計・測量・調査等業務（以下「委託業務等」という）は、次の各号に掲げる業務をいう。

(イ) 「島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書」（平成17年4月1日施行）に定める委託業務等とする。

(ロ) 評定は原則として1業務の委託金額が50万円以上の委託業務等を対象とする。ただし、維持管理業務、災害調査業務、緊急に必要な業務、その他特殊な業務等で、当該委託業務等を主管する部長が必要でないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 委託業務等の評定者（以下「評定者」という）は、松江市上下水道局設計・測量・調査等業務検査要領に定める検査職員、総括監督員、監督員とする。

(評定の時期)

第4条 評定者は、委託業務等が完了したとき、それぞれ評定を行うものとする。

(評定の方法)

第5条 評定は、委託業務等ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2. 評定は、委託した業務の主たる内容により「地質調査・測量・調査業務成績考査表」（様式第1号）、「設計業務（概略〔予備〕設計）成績考査表」（様式第1号）、「設計業務（詳細設計）成績考査表」（様式第1号）のいずれか一つで行うものとする。

3. 評定方法は別紙「考査基準」により行うものとする。

(評定の報告)

第6条 評定者は、第5条の「業務成績考査表」（様式第3号）の結果を「委託業務成績評定表」（様式第2号）に記載し、検査調書（財務規則様式13号）に添付し復命するものとする。

(評定の結果の通知)

第7条 業務部長は、検査調書による復命が完了したときは、遅滞なく当該業務の受託者に対して評定の結果を委託業務成績評定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2. 委託業務成績評定通知書には、項目別評定点表（様式第5号）を添付するものとする。

(評定の修正)

第8条 業務部長は、第7条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2. 前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該業務の受託者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 第7条又は第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日（休日を含む）以内に書面により通知をした者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2. 業務部長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

3. 前2項の事項については、第7条又は第8条の通知において明らかにするものとする。

(松江市上下水道局委託業務成績評定点通知実施要領)

第10条 松江市上下水道局委託業務成績評定点通知実施要領については、別紙1によるものとする。

(成績の保管)

第11条 成績評定点については、業務部管財入札課で保管する。

(附則)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

様式第4号

〇〇第 〇〇〇 号
平成 年 月 日

商号又は名称・代表者氏名 様

業務部長

印

委託業務成績評定通知書

貴社が受注した下記の委託業務について、松江市上下水道局設計・測量・調査等業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この通知を受けた日から14日(休日を含む)以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

また、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 業務名
2. 履行期間 平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日
3. 完了検査年月日 平成〇年〇月〇日
4. 評定点 別表のとおり
5. 送付先
〒690-0826
松江市学園南一丁目17番24号
松江市上下水道局 業務部管財入札課長 あて
6. 手続き等の問い合わせ先 松江市上下水道局
業務部管財入札課 TEL0852-55-4846・4905

松江市上下水道局委託業務成績評定点通知実施要領

(目的)

第1条 この要領は、松江市上下水道局の所掌する設計・測量・調査等業務（以下「委託業務等」という）の成績評定点の通知に関する事項を定めることにより、委託業務等に関する技術水準の向上に資するとともに、品質の確保を図ることを目的とする。

(対象委託業務等)

第2条 評定点の通知の対象とする委託業務等は、松江市上下水道局設計・測量・調査等業務成績評定要領（以下「評定要領」という）第2条に規定された評定の対象委託業務等とする。

(評定点の通知)

第3条 業務部長は、検査職員である評定者から完了確認検査の業務成績評定表が提出された後、当該委託業務等の受託者に速やかに書面により通知するものとする。

2 評定要領第8条に基づき評定を修正した場合についても同様とする。

(説明請求)

第4条 第3条の通知を受けた者は、通知を受けた日から14日（休日を含む）以内に書面により、業務部長に評定点について説明を求めることができるものとする。

(説明請求の提出)

第5条 第4条の書面の提出先は、業務部管財入札課とする。

(説明請求に対する回答)

第6条 当該委託業務等を業務部長は、評定点の通知を受けた受託者から評定点についての説明を求められた場合、速やかに書面により回答するものとする。

2 業務部長は、前項の回答をする場合、松江市上下水道局委託業務成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

3 前項の松江市上下水道局委託業務成績評定評価委員会は、「松江市上下水道局工事成績評定要領」に基づき設置された松江市上下水道局工事成績評定評価委員会と兼ねることができるものとする。

4 松江市上下水道局工事成績評定要領別紙4の「松江市上下水道局工事成績評定点通知実施要領」の別紙5「松江市上下水道局工事成績評定評価委員会規程」における「工事」を「工事又は委託業務等」に読み替えることができるものとする。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。